

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

①地域の人口構造

本市の人口は、国勢調査において昭和 25 年の 79,215 人をピークとして減少傾向に転じ、昭和 50 年から平成 12 年までは、横ばいで推移していましたが、その後、再び減少傾向となり、令和 2 年の総人口は、54,748 人となっている。

年齢 3 区分別の人口をみると、平成 7 年に老年人口が年少人口を上回り、少子高齢化が進んでいます。令和 2 年の高齢化率は 34.9%であり、超高齢化社会となっている。

将来人口推計については、平成 17 年 12 月 1 日の合併当初の人口は 63,095 人でしたが、平成 27 年（2015 年）では 58,162 人となっており、このまま人口減少が続けば、「二本松市人口ビジョン」で示した推計では、令和 22 年（2040 年）には約 42,000 人、令和 42 年（2060 年）には約 29,000 人となっている。

特に、生産年齢人口の減少は労働人口の減少に直結することとなり、市内経済の縮小が進行することが考えられる。

②産業構造及び中小企業者の実態等

本市の産業構造については、企業数（平成 24 年経済センサス基礎調査）では卸売業・小売業、建設業、製造業の 3 業種で企業数全体の半分強を占め、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業が続いている。特に、製造業については、自動車産業関連の中小企業が、市内各地にある工業団地を中心に集積しており、企業数については全体の 11.0%を占めるのみであるが、従業者数（平成 24 年経済センサス基礎調査）で 29.7%、売上高での比較では全体の 46.9%を占める等、本市の中核的な産業となっている。

また、岳温泉等の温泉旅館を中心に、宿泊施設も充実している。ただし、売上高（平成 24 年経済センサス基礎調査）に関しては全体の 1.8%と、集客力の向上が求められている。

企業数で最多の 24.7%を占める卸売業・小売業については、人口減少に伴う消費支出額の減少や大型店舗への消費者の流出等により、売上額については減少傾向となっている。

一方で、農業分野については、企業数、売上高等についてその占める割合は決して高くないものの、地元で生産されたブドウを使い、ワインを製造販売する等、その地域全体で 6 次化に取り組む企業が設立され、一定の成果を上げていることも、今後の成長分野として期待される。

本市には、これら多種多様な企業が立地していますが、そのほとんどが中小

企業であり、中小企業者が市内経済を担っている。

労働生産性（平成 24 年経済センサス活動調査）の視点でみていくと、本市の企業全体の数値は 3,588 千円／人であり、福島県の平均 3,852 千円／人よりも下回り、全国平均は 5,499 千円／人よりも下回っている状況であり、決して高い水準ではない。

少子高齢化、人口減少については、本市のみならず全国的な問題であり、特に生産年齢人口の減少は中小企業の経営資源である労働者不足に直結することとなります。そのまま放置すれば、近い将来、事業拡大どころか現在の事業規模の維持すら難しく、規模縮小を余儀なくされることとなる。

一方で、このところの経済動向による需要拡大傾向により、市内には工場の増設や設備投資により事業拡大を図る企業もありますが、この労働者の問題は機会損失にもつながる恐れがあり、特に人材不足の問題は中小企業者において顕著となっている。

（2）目標

本市は、中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで業務効率化のみでは限界のある人材の量的な不足による問題を緩和し、さらには品質の向上による付加価値額の上昇を図ることにより労働生産性を向上させ、経営基盤の安定を確保することを目指す。

これを実現させるために、計画期間中に 10 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（3）労働生産性に関する目標

先端設備等導入の目的は中小企業者の生産性向上にあることから、先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、製造業をはじめ、建設業、卸売業・小売業等多岐にわたり、多様な業種が市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

ただし、市内における雇用の創出及び産業の集積を図る観点から、小売電気事業者等への売電を目的として太陽光発電設備等（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 2 条第 2 項に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。）を設置するものについては、市内に住所を有し、常時勤務する者がいる事業者が設置するものに限る。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、駅周辺や幹線道路沿い、そして山間部と広域に立地している。これらすべての地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は、市内全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、製造業をはじめ、建設業、卸売業・小売業等多岐にわたり、多様な業種が市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要があります。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進やIT導入による業務効率化や省エネの推進等多様なものであるため、本計画においては、労働生産性の年率3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間については、令和5年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間については、3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

公序良俗に反する取組や、反社会勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮することとする。

また、市税を滞納している者についても同様に認定の対象とはせず、納税の円滑化及び公平性に配慮することとする。